

広島市立大学附属図書館規程

平成22年4月1日

規程第102号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 図書館運営委員会（第5条―第11条）

第3章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 図書館は、図書、学術雑誌及び視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料（以下「図書」という。）を収集し、整理し、保存し、閲覧に供するとともに、図書に関する情報の処理及び提供のシステムを整備し、教職員及び学生の調査及び研究に資することを目的とする。

第2章 図書館運営委員会

（組織）

第3条 図書館に、次に掲げる職員を置く。

(1) 附属図書館長（以下「館長」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な職員

（館長）

第4条 館長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

2 館長は、図書館の管理運営をつかさどる。

3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、館長の任期の末日は、当該館長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

4 館長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（設置及び構成）

第5条 図書館に、その管理運営に関する重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 館長

(2) 学部の教授会の議を経て学部長が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 各学部1人

(3) 広島平和研究所の教授会の議を経て広島平和研究所長が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 1人

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号に掲げる委員の任期は、同号に掲げる職の任期による。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第6条 委員会は、館長が招集する。

2 館長は、委員が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 図書館の管理運営の基本方針に関する事項

(2) 図書館の諸規程の制定及び改廃に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理運営に関する重要事項

(職務代理)

第9条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務

を代理する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局教務・学部運営室において遂行する。

第3章 雑則

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。